



The
Building
Center
of
Japan

AR 構-500-12

平成 13 年 11 月 1 日制定

平成 28 年 2 月 25 日改定

BCJ 評定申込要領



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 構造課

◇ § 1. B C J 評定とその対象

1. B C J 評定とは

B C J 評定とは、建築物の工法、部材、設備等や建築計画について、建築基準法令その他の技術基準等に照らしてその性能を評価する評定業務をいいます。評定結果は、お客様、行政庁等から高い評価をいただき、取引先等への技術資料や建築確認等に当たっての技術資料として活用されています。

評定の内容に応じた審査方法の合理化により、審査の迅速化、お客様の負担軽減を図っております。B C J の職員でもある評定委員等が常駐していますので、技術的なお問い合わせに随時対応しています。また申込後もスムーズに審査が進むよう、専門知識を有する職員がサポートします。

B C J 評定は、評定の性格、評価対象に応じて、以下の種類があります。

① 工法・部材・設備等評定（一般評定）

建築物等及びこれらの部分の工法や建築物等に用いられる材料、部材、設備等の性能等について、建築基準法令等の技術的基準への適合性を評価します。

この評定は、評定書の有効期間を5年間とする「更新制」のため、評定を更新することにより、法令改正や評価基準の改正に対応することが可能です。

評定結果については、お客様が取得された「B C J 評定書」を目的に応じて活用しやすくするため、希望するお客様に対し、評定結果をまとめた小冊子「評定概要報告書」（有料）を作成・発行します。詳しくは、「評定概要報告書 申込要領」をご覧ください。

② 建築計画等評定（個別評定）

建築物等及びこれらの部分の建築計画について、建築基準法令等の技術的基準への適合性を評価します。

2. 評定業務の対象

評定業務は、大臣認定（性能評価）を要するものを除く、次の要件に該当するものを対象とします。

- ① 建築基準法令等技術基準に規定されている性能又は性能を確保・検証する方法に係るものであること
- ② 現在の技術的知見および信頼できる各種試験、解析によって評価することが可能なものであること。

なお、具体的なB C J 評定に関するご相談は随時受け付けておりますので、「§ 7. お問い合わせ先」にお気軽にご連絡ください。

3. 各委員会と取り扱う評定の事例

各委員会と取り扱う評定の代表的な事例を以下に記しますが、その他、評定の内容に

より「特別評定委員会」の設置も可能ですので、担当職員へご連絡ください。

(1) 超高層・免震等建築物構造評定委員会

- 大臣認定が必要な場合を除く時刻歴応答解析法による建築物

(2) コンクリート構造評定委員会

- 溶接閉鎖形の継手性能
- 高強度せん断補強筋の設計・施工指針
- 鉄筋継手（溶接・機械式）の継手性能

(3) 鋼構造評定委員会

- 露出柱脚工法
- 耐震ブレース又は制振部材
- 柱梁接合工法
- 梁貫通孔補強工法

(4) 基礎評定委員会

- くい体コンクリートの許容応力度及びくい体の耐力若しくはくい体の施工品質
- くい体の継手（機械式）の継手性能
- 基礎ぐい等の支持力性能

(5) 膜構造評定委員会

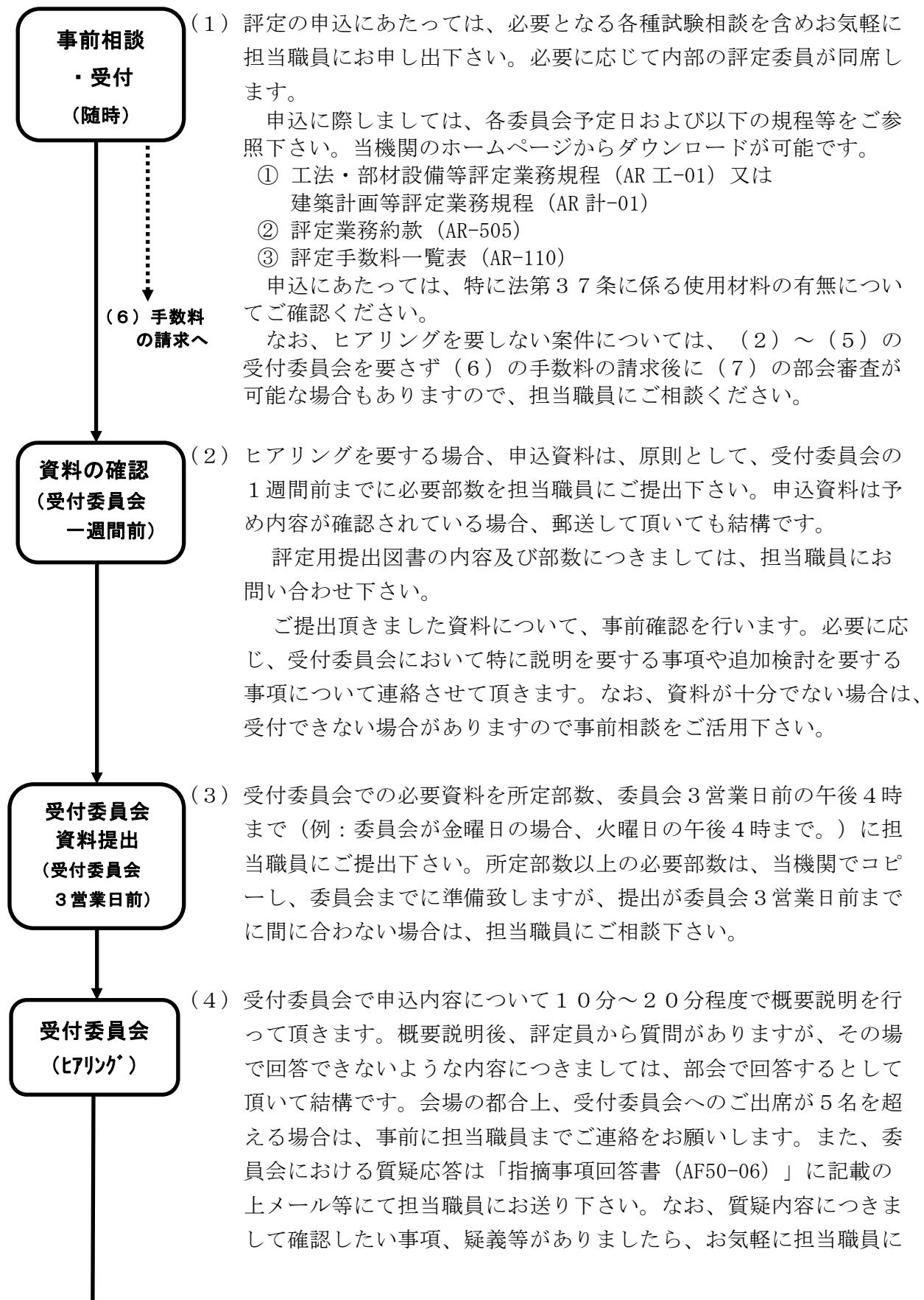
(6) 特定天井評定委員会

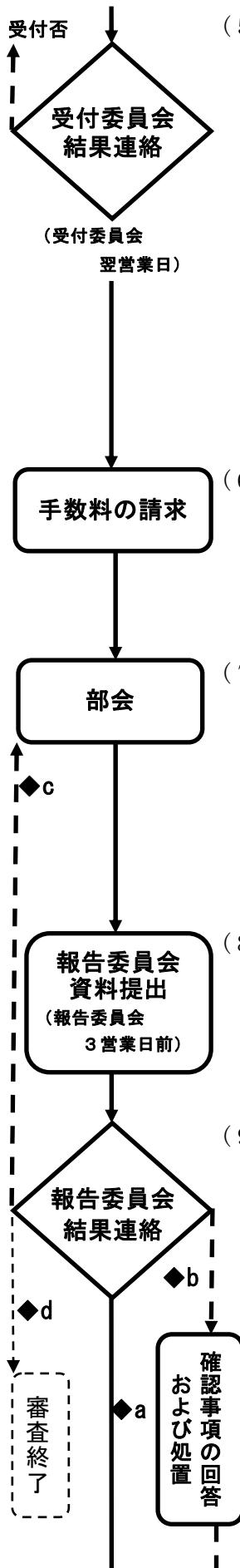
- 平成 25 年国土交通省告示第 771 号（特定天井の構造方法を定めた基準）への適合性
- 平成 17 年国土交通省告示第 566 号（増改築を行う建築物の既設の特定天井について落下防止措置を定めた基準）への適合性

◇ § 2. 評定基準

本評定は、原則、各評定基準に基づき審査を行います。評定基準については、申込まれる対象に応じて制定又は委員会ごとに申込図書作成要領に記載しておりますのでご参照下さい。

◇ § 3. 新規B C J評定の申込フロー





ご連絡下さい。

(5) 受付委員会では、受付の可否、担当評定員、部会日程を決定します。

受付委員会での結果は翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

- ◆ 「受付可」の場合は、担当評定員、部会日程をFAX等にてお知らせ致します。併せて、評定申込書に承諾印を押印したもの（写し）又は承諾書をお送り致します。
- ◆ 「受付否」の場合は、委員会終了後、概ね10日で「不受理通知書」を通知致します。この場合、受付のための評定用提出図書はご返却致します。
- ◆ 評定概要報告書をご希望する場合は（11）をご参照し、予め評定概要報告書の構成案および評定概要報告書作成申込書をご提出ください。

(6) 評定手数料につきましては、受付委員会終了後、請求書を送付致します。評定書の交付は、原則として手数料振り込み後となりますので、ご注意願います。評定手数料につきましては、評定手数料一覧表（AR-110）をご参照下さい。

(7) 部会は受付委員会から1週間程度後から必要な回数開催されます。部会には、指摘事項回答書（AF50-06）及び追加検討書を必要に応じて提出して下さい。なお、部会資料は、各部会当日に担当評定員数+担当職員分のご持参をお願いします。

なお、評定内容によっては、「工場調査」又は「試験立会」が必要となる場合がありますので、担当職員にご確認下さい。

(8) 部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告用資料を委員会3営業日前の午後4時までにご提出下さい。

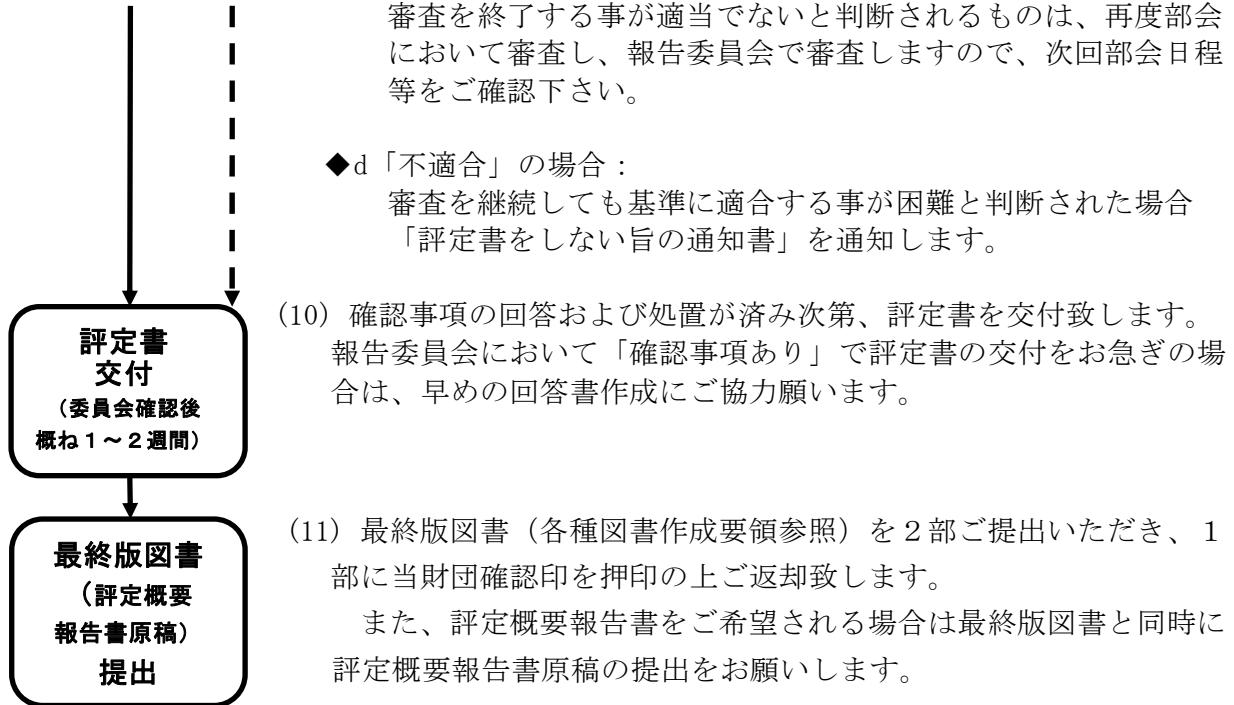
委員会報告資料内容及び部数につきましては、担当職員にお問い合わせください。

(9) 報告委員会では、担当評定員より報告委員会資料に基づき報告を行います。原則として申込者の出席は必要ありません。

結果につきましては、委員会での結果を翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

報告委員会で評定基準に照らし、次のとおり判定します。

- ◆ a 「確認事項:なし」の場合: 評定書を交付致します。
- ◆ b 「確認事項:あり」の場合: 確認事項、確認方法等に關しましては、審査終了通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認下さい。
- ◆ c 「保留」の場合:



◇ § 4. 評定概要報告書の発行

本評定終了後、ご要望により評定概要報告書を当財団から発行致します。評定概要報告書作成をご希望される場合は、最終版図書と同時に原稿の提出をお願いします。なお、評定内容によっては、ご希望に添えないことがあります。

また、評定申込時に評定概要報告書作成を同時に申し込み頂けなかった場合で、審査対象外部分について評定概要報告書への記載をご希望される場合等において、追加部会を要しますことを予めご了承ください。

◇ § 5. 評定の変更（追加を含む）申込

既に評定が終了している建築計画等評定（個別評定）に計画の変更（設計変更）または工法・部材・設備等評定（一般評定）に変更が生じた場合、できるだけ早い段階で担当職員にご相談下さい。

なお、建築計画等評定（個別評定）に係る確認申請上の取り扱いにつきましては、別途確認検査機関等とご相談下さい。

変更の内容により、受付委員会または部会を開催する必要となる場合があります。申込につきましては「§ 3. 新規B C J評定の申込フロー」をご参照ください。

◇ § 6. 留意事項

ここでは、一般的な留意事項を記載していますが、詳しくは担当職員へご相談ください。

§ 6-1. 申込の取下げについて

申込者のご都合により、審査中に申込を取下げる場合は、取下げ理由を明記した「取下げ届（AF01-07）」をご提出願います。この場合でも手数料は返還できませんので予めご了承下さい。

§ 6-2. 審査期間について

審査期間は、原則として受付承諾日から最長6ヶ月間です。6ヶ月を過ぎますと、審査は原則打切りとなります。（例：平成X年4月18日に受付承諾されると、審査期限は平成X年10月17日になります。従って、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意下さい。）

また、追加実験、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書（AF50-07）」をご提出願います。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付します。

§ 6-3. 手数料について

評定手数料は、原則として評定手数料一覧表（AR-110）によります。ただし、複数社のお申し込みや類似性が高く審査が簡略化できる場合には手数料の割引になることもあります。

なお、部会が所定の開催回数を超える場合には、追加の手数料が発生致しますのでご留意ください。

§ 6-4. 工法・部材・設備等評定（一般評定）の有効期間について

工法・部材・設備等評定（一般評定）の評定書の有効期間は、交付日より5年間です。有効期間内に追加を含む変更をされた場合は、原則として変更の評定書の交付日より5年間となります。

評定書の更新を申し込まれる場合、受付委員会または部会開催の必要性の有無を考慮し、評定書の有効期間が終了する3ヶ月前までに評定申込書及び評定更新用提出図書のご用意をお勧めします。

§ 6-5. 評定をしない旨の通知書について

評定をしない旨の通知書（AF01-05）は、評定が不適合となった場合の他、

- ・原則として受付承諾日から6ヶ月を経過した場合
- ・試験データ等が故意に改ざんされた場合や著しく誤りがある場合
- ・申込者以外の第三者が主たる説明を行う場合（個別案件や部分の説明を除く）

等、適切な審査が続行できない場合に発行します。また、試験データ等に疑義がある場合は、試験立会や公的試験機関での追加試験等をお願いする場合があります。

§ 6－6. 評定取得後の留意事項

評定取得者が評定書の内容と異なる建築技術等を、評定を受けた建築技術等と偽って供給する等した場合、評定業務約款（AR-505）第13条の規定に基づき評定書を取り消す場合がありますので、ご注意下さい。また、評定書の内容を逸脱するような宣伝・広告等を行うことのないよう、併せてご注意下さい。

◇ § 7. お問い合わせ先

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求等は、お気軽に担当職員にご連絡下さい。

B C J 評定の申込及び資料の提出は、担当職員までお願い致します。

お問い合わせ先

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9

(一財)日本建築センター 評定部 構造課

TEL : 03-5283-0465 FAX : 03-5281-2823

e-mail : kozo_1@bcj.or.jp

評定概要報告書の出版に関するお問い合わせ

(一財)日本建築センター 情報事業部

TEL:03-5283-0477 FAX : 03-5283-2828

URL : <http://www.bcj.or.jp>

委員会の開催日

URL : <http://www.bcj.or.jp/schedule.html>